

	文書分類	回 覧 処				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

4月総会議事録

期 日 平成29年4月10日（月）

場 所 川崎町役場2階入札室

平成29年4月10日開催、4月川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(13人)

1番	土田 大作	2番	植木 守	3番	岩本 勉
4番	吉住 英子	5番	杉本 利雄		
		8番	小山田 憲司	9番	川根 節生
10番	小峠 清人	11番	藤川 航		
13番		14番	鍋藤 清隆	15番	大内田 峰夫
16番	柳武 正義	17番	中野 恵		

3、欠席委員(3人)

6番	大谷 春清	7番	奈木野 康徳	12番	中村 明

4、本会事務局 事務局長：重藤 敬二、 主事：山野弘貴

5、議事日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)

その他

6、会議の概要

事務局 定刻になりましたので、平成29年4月の農業委員会総会を開催します。本日は、16名中13名の出席であり定足数に達していますので総会は成立しています。中村委員は欠席の連絡がありました。議事を始める前に4月の人事異動に伴い事務局長の変更がありましたので報告いたします。私が異動して来ました、事務局長を命じられた重藤でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。不慣れでございますが一生懸命任務を遂行したいと思っています。なお、この場に前事務局長の寺内が来ていますので一言お願いしたいと思います。「みなさんこんにちは。4月1日付けで商工観光課に異動になりました。やっと慣れたところで今から農業委員会頑張ろうと思っていたのですが、非常に残念です。1年という短い期間でございましたがその間本当に皆さま方にはお世話になりました。異動したと申しまして隣の商工観光課ですので、お声掛けしていただけたら嬉しいと思います。本当にありがとうございました。」

寺内は公務中のためこの場を退席いたします。

ありがとうございました。

これより議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長にお願いし議事を進行したいと思います。それでは●●会長にお願いいたします。

では会長、御挨拶をお願いします。

会 長
議 長

挨拶

それでは、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、議事録署名委員は、17番の●●委員、2番の●●副会長、両委員をお願いいたします。以上日程第1を終わります。

それでは議題に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号1を事務局説明願います。

事 務 局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

番号1を説明します。この申請は、贈与による所有権の移転です。

譲受人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、人員●●、農主●●、農従、●●、耕作面積、自作地、●●㎡、小作地、●●㎡、計、●●㎡、農機具の状況、トタクター・田植機・コンバイン、譲渡人住所、田川市●●号、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、人員、●●、農主、●●、農従、●●、耕作面積、自作地、●●㎡、小作地、●●、計、●●㎡、土地の所在、●●、地番、●●番地・●●番地・●●番地、地目、●●、地籍、上から●●㎡、●●㎡、●●㎡、通作距離、徒歩10分、申請理由、農用地拡大のため。

2ページに位置図、3ページに字図、5ページに航空写真を付けています。この申請地は、●●番地に位置します。譲渡人の●●さんはご主人が亡くなられてから農業はやっていないということで、現在遊休農地となっております。隣接者で贈与できる方に連絡してほしいとのことから今回の申請に至っております。当地は地元委員であります、●●会長、●●委員と現地確認しました。以上です。

議 長
●● 委員

ただ今の説明に関連して、地元農業委員の●●委員、補足説明をお願いします。ただ今事務局が説明したとおりであります。この土地に関しては耕作放棄地になっていた土地でありまして●●さんがうちはいらないうことで隣の人に渡すことになって、川食の裏で水路をはさんで隣の田です。支障はないと思います。どうか審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。ただ今の事務局説明及び地元委員の説明について、質疑のある方は挙手願います。

(なし)

意見が無いようですので、お諮りします。議案第1号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

賛成多数ですので、議案第1号番号1は、原案のとおり承認といたします。

続きまして、議案第1号番号2について、事務局説明を願います。

事 務 局

番号2を説明します。6ページをお願いします。この申請は売買による所有権の移転です。

譲受人住所、●●番地、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、人員、●●、農主、●●、農従、●●、耕作面積、自作地、●●㎡、小作地、●●㎡、計、●●

m²、農機具の状況、トラクター・田植機、コンバイン、譲渡人住所、●●番地、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、人員、●●、農主、●●、農従、●●、耕作面積、自作地、●●m²、小作地、●●m²、計、●●m²、土地の所在、●●、番地、地目、●●、地積●●m²、通作距離、車で5分、申請理由、農用地拡大のため。7ページに位置図、8ページに字図、9ページに航空写真を付けています。この申請地は、●●に向かう途中に位置します。

当地は地元委員の●●委員と●●委員と現地確認しました。以上です。

議 長 ただ今の説明に関連して、地元農業委員の●●委員、補足説明をお願いします。
●● 委員 今、事務局の方から説明がありましたが、これは外木城にある土地なのですが、譲り渡し人の住所は●●市です。私が聞いた限りではもう4～50年前にですね、もともと●●の住人であった●●さんが売買した土地でありまして、●●さんはここにあるように購入されて以来ずっと耕作はされていないようですね、村の者が草を刈ったりなどその都度管理をしてきたような状態です。今回こうゆう形で●●さんに譲り渡すということで、現地を視察したところ地目は田なんですけど田にはなっていませんで、畑としてなら耕作が可かなと言うような形です。問題は、地元としても異議は出ていませんで皆さんの審議を宜しくお願いします。訂正をしたいと思います。現地確認をしていただいたのは地元委員の●●委員と●●委員の誤りでした。お詫び申し上げます。

事 務 局 訂正をしたいと思います。現地確認をしていただいたのは地元委員の●●委員と●●委員の誤りでした。お詫び申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明及び地元委員の説明について、質疑のある方は挙手願います。

(●●委員)

●● 委員 地目は田になっているが畑にするわけですか。
●● 委員 50年ほど前に基盤整備をしました。その時にその残土を田に入れて盛土した。道と同じ高さになっている。田に戻すとしたら耕さなくてはいけない。そこまでするかわ分からない。

●● 委員 現状を畑にするということですね。

(●● 委員)

●● 委員 そうです。畑だと耕作可能ですが、地主がどうするかわからないけど畑としては可能です。

(●●委員)

●● 委員 畑とか、田ということで税金の問題とか。

(事務局)

事 務 局 現況で税務課が判断するので、違ったとしても現況は畑なので、畑で掛けていると思います。

議 長 他にありませんか。

(●●委員)

●● 委員 この土地は以前駐車場にして無かったですか。

(●● 委員)

●● 委員 駐車場ではなくゲートボールをしていましたが、今はしていません。

(●● 委員)

●●委員 本当に畑にするのですか。

(事務局)

事務局 3条申請に畑にすると言っているし、申請したのが2人で中に不動産の方が入りました。その方にも説明しました。●●造園と不動産会社で確実に畑以外の物には、最低でも4.5年は畑にすると言っています。県にも確認しましたが大きな木はダメですが小さな苗木は畑としてみなすと確認をとっています。売買するための小さな苗木を植えるのは畑としてみなす。県の確認はとっています。

議長 他にありませんか。無いようですのでお諮りします。議案第1号番号2について、原案のとおり賛成の方の挙手を願います。

賛成多数ですので、議案第1号番号2は、原案のとおり承認といたします。

続きまして、議案第1号番号3及び議案2号に入ります。事務局説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いします。この申請は売買による所有権の移転です。

譲受人住所、川崎町大字●●番地、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、人員、●●、農主、●●、農従、●●、耕作面積、自作地、●●㎡、小作地、●●㎡、計、●●㎡、農機具の状況、トラクター2台・田植機、コンバイン、譲渡人住所、川崎町大字●●番地、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、人員、●●、農主、●●、農従、●●、耕作面積、自作地、●●㎡、小作地、●●㎡、計、●●㎡、土地の所在、●●番地、地目、●●、地積、●●㎡もう1筆が●●番地、地目、●●、地積、●●㎡、通作距離、車で5分、申請理由、農用地拡大のため。10ページに置図、11ページに字図、12ページに航空写真を付けています。当地は地元委員が親族となりますので、●●会長、●●委員と現地確認しました。以上です。

議長 地元委員の●●委員、補足説明をお願いします。

●●委員 ただ今事務局が説明したとおりです。ローソンから入ったところです。この辺は昔から農地が広がっていたところです。みなさんよろしくをお願いします。

議長 ただ今の事務局の説明および、地元委員の補足説明について質問のある方挙手をお願いします。ありませんか。

(なし)

お諮りします。議案第1号番号3について議案通り賛成の方挙手をお願いします。ありがとうございます。

賛成多数で、議案第1号番号3原案通り承認といたします。

続きまして議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画(所有権移転)について事務局の説明をお願いします。

議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について、事務局説明をお願いします。

(局長)

事務局 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について、13ページをお願いします。

譲受人、●●番地、氏名、●●、譲渡人 ●●、土地の所在、●●番地、地目、

●●、地積●●m²。

これは推進機構の農地売買等事業でありまして、税金等の控除、登記費用、登記手続き等を機構が行うなどのメリットがございます。公的機関が間に入るという安心感もございます。2月の総会で機構買い上げを議決いただきまして、今回、機構より買主への移転の議案でございます。以上です。

議長 　　ただ今の説明に関連した、地元委員の補足説明をお願いします。
（●●委員）

●●委員 この土地は中間管理機構から先月話があり今月議案として上がっています。
場所は先ほど言われた農地の前です。地目は田になっていますが畑の状態です。

議長 　　これより質疑に入ります。事務局の説明および地元委員の説明について質疑のある方挙手をお願いします。
（事務局）

事務局 補足説明ですが、先ほど●●さんが個人同士で買われた農地と機構を通して分けられた理由ですけど、機構を通しての売買というのは農振地域農用地区域でないと恩恵を受けられないというのがありますので、今回については農振地域に入っていましたので、機構を通してのメリットある売買が出来たんですけど、ひとつ前の2筆については、農振地域に入っていなかったので個人同士の普通の3条という形になります。

議長 　　他にありませんか。
（なし）
無いようですので、お諮りします。議案第2号について原案通り賛成の方挙手をお願いします。
賛成多数ですので、議案第2号は原案通り承認といたします。
続きましてその他に入ります。
何かありますか。

（局長）
事務局 一応机の上にお配りしておりますように川崎警部交番のほうからお願いが来ております。いろいろとですね耕作中に農作業した機械に付いた泥が道路に落ちていくということで気をつけてくださいということをお願いの文書が来ています。机の上に3部くらいあると思いますが、誰か知りあいの方にでも配ってお願いをしていただきたいと思います。それからもう一点ですね。標準小作料10アール当たりの金額労働賃金協定表をお配りしていると思います。一応ですね、耕運の分だけ説明いたします。耕運の荒耕こしが7,800円それから2回目の再お耕し5,500円というような単価になっております。この金額については、広報5月号に掲載予定であります。以上です。

議長 　　他にありませんか。
（●●委員）

●●委員 今川崎町で私たちがしている減農薬こだわり米を1俵300円から500円アップで農協が買い上げるということで、カントリーのほうも別乾燥して別タンクでこだわり米を受け取るということ、食の安心安全から言うたら、そういうも

のでみんなが参加してもらいたいと思います。農協で話がまとまって乾燥もこだわり米としてする。乾燥も別にするとということで、作業日誌を書いてクリアすれば1俵に300円から500円アップして農協が買い取るという話しですので出来るだけ今の食の安心安全のために皆さんも協力してもらいたいと思います。ご協力方お願いします。他にありませんか。

議長

(●●委員)

●●委員

今入ってきたばかりやろうけども今の農家の政策かね政策表はこの前一応簡単に説明したものを渡したけど●●君にね。その中で農家の方がもらえる、と言うかうるおされる制度が簡単にあるので、たとえば言えば、農業水路管理すれば1反当たり●●円の補助金をもらえる。そう言うのを促進してするべきではないかなと思います。自分のかかわっているある地区では、推進して溝掃除に出席された方に関してはいくらか割り当てと言うか、渡すという方法をとっていくという段階になっている。川崎も結局それが出来ないものかなと思っています。いろいろ政策があるのですよね。それだけじゃなくして。

(事務局長)

事務局長

今の農地の管理等に関しましては、農政との関連も深いものなので、それに今言われたような話を私は始めて聞いたので、これからそういう意見等があれば農政とも話をして協力しながら利用できるような補助金があれば前向きに検討していきたいと思いますので、いろいろ勉強させてください。

(事務局)

事務局

●●委員の件なのですけど、3月か2月位に県の農業土木の説明会に行ったときにやはりそういうことが問題になっていて基盤整備とか、自分の手だしというか、結構できないと借りてる人も自分の農地じゃないのに、借りているのに手だしまでしてするのかという問題もあって、その説明会で今それこそ法案で手だしゼロで出来るような基盤整備を考えているみたいで、中間管理機構と契約を結んでいないといけないとかそれはちょっと条件は付く見たいなんですけど、そのことが国でも始まりつつあるのかなと思うんで、今すぐとは、あれなんですけどここ何年間で手だしがゼロの基盤整備が出てくるのかなと、そういう情報も出てきているので報告だけさせていただきます。

(●●委員)

●●委員

今●●君が言われることは確かにそうやけど一応ね、今のところは個人負担金が大体17%かね、国から基盤整備の補助金が90%くらいでてる。このごろもちょっといろいろ話があったときに、仮にいま年が75とか80でもしよるけど、払い終わる前に亡くなったりしたらどうするのかと、言う話が出てきたので。そんなときは、基盤整備をした時点において組織を作って今の転作奨励金をあてがえながら返済していつかはどうかと、提案はだしたらそうやねということでみなさん納得行されなかったのですけど。そう言うようなところは、ある程度やっぱ基盤整備できた時点においての運営の方法も考えながら持っていくべきやろうと思う。そこはそかなり都合よく出来ると思う。一応小作として仮に14,000円で借りて作りよう人たちは、その金額をあてがえるち言うことも考えら

れると言うことも言ったけど。いい方法を考えましょうと言うことで今話が進んで来よる状態になってきている。川崎地区も、もうちょっと進行して行ったらどうでしょうかと言うことで今日ちょっと言ったのですが。今までが今まで何にもせずに、ただ農業委員会があるだけで進行的に無いとおもんよね。農業委員が率先したということをお話聞いたことがない。そのところは考えて行ってもらったらいいと思います。それに対して農協等、いろいろ協力してもらってやっていますけどね。すればできないことはないと思うけど、そのところ考えてもらったらいいと思います。そう言うところです。

議長 他にございませんか。

無いようですので、本日の議題はすべて終了しました。

次回の総会は、5月10日水曜日13時30分より行いますのでよろしくお願ひします。

以上をもって29年4月の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後1時54分

以上会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

17番委員

2番委員

議長
